

上山市議会会議録

第477回臨時会

(平成29年4月28日)

平成29年4月28日（金曜日） 午前10時 開会

議事日程第1号

平成29年4月28日（金曜日）午前10時 開議

- 日程第 1 諸般の報告
日程第 2 会議録署名議員の指名
日程第 3 会期決定
日程第 4 議第31号 上山市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 5 議第30号 平成29年度上山市産業団地整備事業特別会計予算
日程第 6 議第28号 平成29年度上山市一般会計補正予算（第1号）
日程第 7 議第29号 平成29年度上山市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第 8 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
日程第 9 報告第1号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について
日程第10 報告第2号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について
(閉 会)

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

出席議員氏名

出席議員（14人）

1番	守岡	等	議員	2番	井上	学	議員
3番	高橋	恒男	議員	5番	棚井	裕一	議員
6番	川崎	朋巳	議員	7番	佐藤	光義	議員
8番	尾形	みち子	議員	9番	長澤	長右衛門	議員
10番	中川	とみ子	議員	11番	枝松	直樹	議員
12番	浦山	文一	議員	13番	大沢	芳朋	議員
14番	高橋	義明	議員	15番	坂本	幸一	議員

欠席議員（1人）

4番 谷江正照 議員

説明のため出席した者

横戸長兵衛	市長	塚田哲也	副市長
鈴木英夫	庶務課長 (併)選挙管理委員会 事務局局長	鈴木直美	市政戦略課長
金沢直之	財政課長	舟越信弘	税務課長
園部裕子	市民生活課主幹	尾形俊幸	健康推進課長
土屋光博	福祉事務所長	富士英樹	商工課長
平吹義浩	観光課長	前田豊孝	農林課長 (併)農業委員会 事務局局長
藤田大輔	農業夢づくり課長	近埜伸二	建設課長
秋葉和浩	上下水道課長	齋藤智子	会計管理者 (兼)会計課長
佐藤浩章	消防長	古山茂満	教育委員会 教育部長
太田宏	教育委員会 管理課長	加藤洋一	教育委員会 学校教育部長
井上咲子	教育委員会 生涯学習課長	鏡裕一	教育委員会 スポーツ振興課長
板垣郁子	選挙管理委員会 選委	花谷和男	農業委員会 会長
大和啓	監査委員	渡辺るみ	農会 監査委員 局長

事務局職員出席者

佐藤毅	事務局長	遠藤友敬	副主幹
渡邊高範	主査	後藤彩夏	主事

開 会

○坂本幸一議長 去る4月21日告示になりました第477回臨時会をただいまから開会いたします。

開 議

○坂本幸一議長 出席議員は定足数に達しておりますので、これより直ちに会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしております議事日程第1号によって進めます。

初めに、今期臨時会の運営について議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長高橋義明議員。

〔高橋義明議会運営委員長 登壇〕

○高橋義明議会運営委員長 おはようございます。

去る4月26日、議会運営委員会を開き、今期臨時会の日程について協議いたしました。その結果について御報告申し上げます。

初めに、会期であります。提出議案等を勘案した結果、本日1日とすることにいたしました。

次に、議事日程第1号について申し上げます。

提出されております議案は条例議案1件、予算議案3件、承認議案1件であります。それぞれ提案理由の説明の後、委員会付託を省略して議決することにいたしました。最後に、専決処分報告2件を一括して受け、本日は以上をもって閉会することにいたしました。

なお、会期日程及び議事日程の詳細は、各位のお手元に配付のとおりであります。

議員各位の御協力をお願い申し上げます。以上で

報告を終わります。

日程第1 諸般の報告

○坂本幸一議長 日程第1、諸般の報告であります。事務局より報告いたします。

事務局長。

〔佐藤 毅事務局長 登壇〕

○佐藤 毅事務局長 諸般の報告を申し上げます。

第1、招集告示について

去る4月21日、上山市告示第88号によって、平成29年4月28日、上山市議会第477回臨時会を招集する旨、告示されました。

第2、出席要求について

平成29年4月21日、議第26号をもって地方自治法第121条の規定により、市長外各関係機関に第477回臨時会に出席するよう要求いたしました。

これに対し、各関係機関より回報を受領しております。

第3、会議出欠議員数について

議 員 定 数 15人

現在出席議員数 14人

以上で報告を終わります。

日程第2 会議録署名議員の指名

○坂本幸一議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において

1番 守 岡 等 議員

5番 棚井裕一 議員

8番 尾形みち子 議員

を指名いたします。

日程第3 会期決定

○坂本幸一議長 日程第3、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、先ほどの議会運営委員長報告のとおり、本日1日といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本幸一議長 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決しました。

日程第4 議第31号 上山市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

○坂本幸一議長 日程第4、議第31号上山市特別会計条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

〔横戸長兵衛市長 登壇〕

○横戸長兵衛市長 ただいま議題となりました議案について御説明申し上げます。

議第31号上山市特別会計条例の一部を改正する条例の制定についてであります。産業団地整備事業特別会計を新たに設置するため提案するものであります。

なお、詳細につきましては財政課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御可

決くださいますようお願い申し上げます。

○坂本幸一議長 財政課長。

〔金沢直之財政課長 登壇〕

○金沢直之財政課長 命によりまして、議第31号上山市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書1ページをお開きください。

初めに、提案理由から御説明させていただきますが、この条例は上山市産業団地整備事業特別会計を新たに設置するため提案するものであります。具体的には、東北中央自動車道（仮称）上山インターチェンジ周辺に産業団地の整備を進める特別会計を設置するものであります。

それでは、改正の内容について御説明いたします。

第1条は、その各号で上山市が設置する特別会計の名称と目的を列記しているもので、改正後の表をごらんいただきますと、第7号の次に新たに第8号として名称と目的を、上山市産業団地整備事業特別会計、産業団地整備事業と加える改正を行うものであります。

なお、附則にありますとおり、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく御説明申し上げます。

○坂本幸一議長 8番尾形みち子議員。

○8番 尾形みち子議員 この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議第31号議案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略されることを望みます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○坂本幸一議長 ただいま8番尾形みち子議員から、委員会の付託を省略されたいとの動議が

提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

よって、本動議を直ちに議題といたします。
お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本幸一議長 御異議なしと認めます。

よって、議第31号議案については、委員会の付託を省略されたいとの動議は可決されました。

これより質疑に入ります。

質疑、発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本幸一議長 質疑はないものと認めます。

次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

議第31号上山市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本幸一議長 御異議なしと認めます。

よって、議第31号議案は原案のとおり可決することに決しました。

~~~~~

**日程第5 議第30号 平成29年度上山市産業団地整備事業特別会計予算**

○坂本幸一議長 日程第5、議第30号平成29年度上山市産業団地整備事業特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

〔横戸長兵衛市長 登壇〕

○横戸長兵衛市長 ただいま議題となりました議案について御説明申し上げます。

議第30号平成29年度上山市産業団地整備事業特別会計予算についてであります。東北中央自動車道（仮称）上山インターチェンジ周辺に産業団地を整備するため、調査、設計等の経費を計上するもので、予算の総額を8,100万円とするものであります。

なお、詳細につきましては商工課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○坂本幸一議長 商工課長。

〔富士英樹商工課長 登壇〕

○富士英樹商工課長 命によりまして、議第30号平成29年度上山市産業団地整備事業特別会計予算について御説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開き願います。

平成29年度上山市の産業団地整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによるものであります。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ8,100万円と定めるものであります。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によるものであります。

地方債、第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」によるものであります。

一時借入金、第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの

最高額は8,000万円と定めるものであります。

次に、第1表、歳入歳出予算の説明であります。重複説明を避けるため、事項別明細書で御説明申し上げます。最初に歳出から申し上げますので、11ページ、12ページをお開き願います。

1款1項1目産業団地整備事業費は8,000万円であります。整備を実施するために必要な現地測量調査、不動産鑑定評価、地質調査、実施設計などに係る委託料及び農業用水パイプラインの敷設がえのための補償工事測量設計負担金を計上するものであります。

2款1項公債費1目利子は10万円であります。一時借入金利子を計上するものであります。

3款1項1目予備費は90万円を計上するものであります。

次に、歳入について御説明申し上げますので、前に戻りまして9ページ、10ページをお開きください。

1款財産収入1項財産売払収入1目不動産売払収入は1,100万円あります。産業団地分譲による土地売払収入を計上するものであります。

2款1項市債1目産業団地整備事業債は7,000万円あります。起債対象外経費を除き100%充当することとし、計上するものであります。

次に、第2表地方債について御説明申し上げますので、4ページをお開きください。

第2表地方債であります。起債の目的は産業団地整備事業で、限度額は7,000万円とするものであります。

起債の方法につきましては普通貸借または証

券発行によるものとし、利率につきましては借入先との協定によるものであります。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とするものであります。

償還の方法につきましては借入先の融資条件によるものとし、ただし財政上の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができるものとしてあります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願い申し上げます。

○坂本幸一議長 7番佐藤光義議員。

○7番 佐藤光義議員 この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議第30号議案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略されることを望みます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○坂本幸一議長 ただいま7番佐藤光義議員から、委員会の付託を省略されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がおりますので、動議は成立いたしました。

よって、本動議を直ちに議題といたします。お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本幸一議長 御異議なしと認めます。

よって、議第30号議案については、委員会の付託を省略されたいとの動議は可決されました。

これより質疑に入ります。

質疑、発言を許します。守岡等議員。

○1番 守岡 等議員 今回のこの特別会計設置に当たりまして、名称も工業団地から産業団地に変更されるわけですが、一つ聞いておかなければならないことは、今回の名称変更は単なる国会の法改正に基づくものなのかどうかということです。

議員研修会の説明では、将来的には工業以外の道を視野に入れる趣旨で名称も変更する旨説明がありましたが、具体的に例えば大型のショッピングセンターなどの建設もあり得るのかどうかということです。

私は、今、中心市街地の活性化が今後の上山市の発展、存続に大きな影響を及ぼし、さまざまな施設の集約が課題になっていると考えていますけれども、そうした方向性と矛盾することになるのではないかという危惧を抱いています。その辺いかなものか、ちょっと御説明いただきたいと思います。

○坂本幸一議長 商工課長。

○富士英樹商工課長 ショッピングセンター等につきましての誘致は考えておりませんが、まず、産業団地に名称がえをした趣旨でございますが、法改正もありますけれども、工業等の製造業だけにとどまらず、そのほかの例えば物流もさることながらサービス業等、そういったものについても業種的に展開が予想される部分、あとは誘致が幅広く行えるということでございますので、そのような形で名前をかえさせていただいたものであります。

○坂本幸一議長 守岡等議員。

○1番 守岡 等議員 まず、中心市街地活性化とそうした集約の方向性とは矛盾しないということで理解してよろしいですね。

○坂本幸一議長 商工課長。

○富士英樹商工課長 現在、中心市街地活性化

基本計画を策定中でございますので、その趣旨に反しないような形での誘致を進めてまいります。

○坂本幸一議長 ほかに質疑はありませんか。高橋恒男議員。

○3番 高橋恒男議員 東北中央自動車道のインターチェンジ付近に産業団地をつくるということで、ごみ焼却場の場合だとこっちでも反対あっちでも反対等々あって川口に決まったわけなんですけれども、このたびの産業団地については地元ではもっと大きくつくれという話が出ておるような状況の中でありまして、何と言いましょうか、私たちには来る企業の社名もどのような商売なのかも知らされない中において、今後企業が来た中において、周りが農業地帯でございますので、産業排水とかそういうような問題でいろんな有害物質が流れてきますと、下流には前川頭首工というものがあまして、水不足のときにはそこからポンプアップして田畑にかん水するという仕組みになっているわけなんです、そういうことによって農作物に影響がないように特に注意してもらいたいと思います。

それから、産業団地の造成においてもダンプとかそういう車の往来によっての粉じんとか、あと企業からの煙とかそういうようなもので、良質な農業地帯のイメージを壊すことのないような取り組みを図ってもらいたいと思いますが、いかがですか。

○坂本幸一議長 商工課長。

○富士英樹商工課長 誘致企業につきましては、まずそういった公害等がない、少ない企業ということでの誘致に努めてまいりますとともに、工事の際にもそういった粉じん等の被害が少ないように配慮して工事を進めてまいります。



うふうに考えております。

○坂本幸一議長 高橋恒男議員。

○3番 高橋恒男議員 それから、もう一点ですけれども、この地方債の借入れでお金を借りて調達するというような中で、この利率において抽象的な文句になっていてどういうふうに解釈したらいいのかわからないんですけれども、特に金融機関なんかは行政が金を借りるということは取りっぱぐれがないということで安心して貸せるので、まず借りる前にも利率もなるべく安く、その辺は取り組みで努力してもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○坂本幸一議長 商工課長。

○富士英樹商工課長 こちら借入れの際には当然ながら安い金利で借りられるように努めてまいるものでございます。

○坂本幸一議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本幸一議長 質疑はないものと認めます。

次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

議第30号平成29年度上山市産業団地整備事業特別会計予算は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本幸一議長 御異議なしと認めます。

よって、議第30号議案は原案のとおり可決することに決しました。

~~~~~  
日程第6 議第28号 平成29年度上山市一般会計補正予算(第1号)

○坂本幸一議長 日程第6、議第28号平成29年度上山市一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

〔横戸長兵衛市長 登壇〕

○横戸長兵衛市長 ただいま議題となりました議案について御説明申し上げます。

議第28号平成29年度上山市一般会計補正予算(第1号)についてであります。今回の補正は、現在実施しております市庁舎耐震化工事において追加工事等が必要になったことから、庁舎整備事業に係る経費について債務負担行為を追加するものであります。

なお、詳細につきましては財政課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○坂本幸一議長 財政課長。

〔金沢直之財政課長 登壇〕

○金沢直之財政課長 命によりまして、議第28号平成29年度上山市一般会計補正予算(第1号)について御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

平成29年度上山市の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによるものであります。

債務負担行為の補正、第1条、債務負担行為の追加は、「第1表債務負担行為補正」によるものであります。

それでは、第1表、債務負担行為補正について御説明申し上げますので、2ページをお開き願います。

今回の補正は追加であります。事項につきましては庁舎整備事業で、期間平成30年度、限度額1億5,687万円であります。

現在、平成28年度から平成29年度の工期で進めている本庁舎耐震改修等整備工事については、支持くいの変更やアスベスト撤去などの増工について、3月定例会において変更契約の議決をいただいたものであります。

この変更契約では、新たに設置する電気室について支持くいの増設により強度を確保する方法で設計を行っておりましたが、さらに施工方法の調査を進めた結果、既存の庁舎が非常に近接していることなどからくいの増設が困難であることが判明したため、再度の検討の結果、事業費の増額と工期の延長を可能な限り小さくする方法として、くいを増設しないで電気室の構造を鉄筋コンクリート造から鉄骨造に変更し、建物の重量を半分程度にすることで、現在のくいで十分な強度を得る方法に改めて変更するものであります。

しかしながら、契約額で約2億4,000万円程度の増額、工期で5カ月程度の延長が見込まれることから、現在の予算額から不足すると想定される1億5,687万円を平成30年度に予算化するという債務負担行為を追加するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

○坂本幸一議長 13番大沢芳朋議員。

○13番 大沢芳朋議員 この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議第28号議案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略されることを望みます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○坂本幸一議長 ただいま13番大沢芳朋議員から、委員会の付託を省略されたいとの動議が

提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

よって、本動議を直ちに議題といたします。

お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本幸一議長 御異議なしと認めます。

よって、議第28号議案については、委員会の付託を省略されたいとの動議は可決されました。

これより質疑に入ります。

質疑、発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本幸一議長 質疑はないものと認めます。

次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

議第28号平成29年度上山市一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本幸一議長 御異議なしと認めます。

よって、議第28号議案は原案のとおり可決することに決しました。

~~~~~

日程第7 議第29号 平成29年度上山市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○坂本幸一議長 日程第7、議第29号平成29年度上山市公共下水道事業特別会計補正予算

(第1号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

[横戸長兵衛市長 登壇]

○横戸長兵衛市長 ただいま議題となりました議案について御説明申し上げます。

議第29号平成29年度上山市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてですが、今回の補正は、東北中央自動車道(仮称)上山インターチェンジ周辺に産業団地を整備するため、下水道施設の整備に係る設計等の経費を計上するもので、歳入歳出それぞれ3,700万円を追加し、予算の総額を14億4,100万円とするものであります。

なお、詳細につきましては上下水道課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○坂本幸一議長 上下水道課長。

[秋葉和浩上下水道課長 登壇]

○秋葉和浩上下水道課長 命によりまして、議第29号平成29年度上山市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について御説明申し上げますので、補正予算書の3ページをお開き願います。

平成29年度上山市の公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによるものであります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,700万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億4,100万円とするものであります。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものであります。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、

「第2表地方債補正」によるものであります。

次に、第1表、歳入歳出予算補正の説明であります。重複説明を避けるため、事項別明細書で御説明申し上げますので、13ページ、14ページをお開き願います。

最初に、歳出について御説明申し上げます。

1款公共下水道費1項2目公共下水道事業費に3,700万円を増額し、補正後の額を7億3,996万4,000円とするものであります。公共下水道事業費(単独)で、産業団地の整備に伴い下水道施設の実施設等に要する経費として委託料を増額するものであります。

次に、歳入について御説明申し上げますので、11ページ、12ページにお戻り願います。

7款市債1項1目下水道事業債に3,700万円を増額し、補正後の額を3億9,910万円とするものであります。公共下水道事業費の増額によるものであります。

次に、第2表地方債の補正について御説明申し上げますので、6ページをお開き願います。

第2表、地方債の補正について御説明申し上げます。

第2表、地方債補正の変更であります。起債の目的は公共下水道事業であります。補正前の限度額3億6,210万円に3,700万円を増額し、補正後の限度額を3億9,910万円とするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく御願い申し上げます。

○坂本幸一議長 1番守岡等議員。

○1番 守岡 等議員 この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議第29号議案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略されることを

望みます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○坂本幸一議長 ただいま1番守岡等議員から、委員会の付託を省略されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

よって、本動議を直ちに議題といたします。  
お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本幸一議長 御異議なしと認めます。

よって、議第29号議案については、委員会の付託を省略されたいとの動議は可決されました。

これより質疑に入ります。  
質疑、発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本幸一議長 質疑はないものと認めます。

次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

議第29号平成29年度上山市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本幸一議長 御異議なしと認めます。

よって、議第29号議案は原案のとおり可決することに決しました。

~~~~~  
日程第8 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

○坂本幸一議長 日程第8、承認第1号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

〔横戸長兵衛市長 登壇〕

○横戸長兵衛市長 ただいま議題となりました議案について御説明申し上げます。

承認第1号専決処分の承認を求めることについてであります。地方税法の一部改正に伴い、グリーン化特例の見直し等軽自動車税に係る上山市市税条例の改正を直ちに行う必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により承認を求めるため提案するものであります。

主な内容は、軽自動車税の燃費性能基準に応じたグリーン化特例について、燃費基準等を見直した上で制度を2年間延長するとともに、自動車メーカーの燃費試験等に不正行為があった場合における賦課徴収の特例措置を設定するものであります。

よろしく願いいたします。

○坂本幸一議長 11番枝松直樹議員。

○11番 枝松直樹議員 この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております承認第1号議案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略されることを望みます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○坂本幸一議長 ただいま11番枝松直樹議員から、委員会の付託を省略されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

よって、本動議を直ちに議題といたします。

お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本幸一議長 御異議なしと認めます。

よって、承認第1号議案については、委員会の付託を省略されたいとの動議は可決されました。

これより質疑に入ります。

質疑、発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本幸一議長 質疑はないものと認めます。

次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

承認第1号専決処分の承認を求めることについては、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本幸一議長 御異議なしと認めます。

よって、承認第1号議案はこれを承認することに決しました。

~~~~~

## 日程第9 報告第1号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について外1件

○坂本幸一議長 日程第9、報告第1号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について及び日程第10、報告第2号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告についてを一括して議題といたします。

報告を求めます。副市長。

〔塚田哲也副市長 登壇〕

○塚田哲也副市長 ただいま議題となりました報告第1号損害賠償の額の決定についての専決処分について御説明申し上げます。

平成29年3月10日午前11時15分ごろ、上山市四ツ谷二丁目地内において、本市所有車両が、上山市四ツ谷二丁目5番23の37号庄司ミサ子氏の所有する車庫に接触した事故で、これにより生じた損害額6万8,040円を賠償するため専決処分を行ったものであります。

事故の内容につきましては、方向転換するためバックした際に、損害賠償請求者の車庫に接触したもので、これにより生じた損害を全額賠償するものであります。

次に、報告第2号についてであります。平成29年2月25日午前11時ごろ、上山市泉川地内において、上山市阿弥陀地910番地の3佐藤由喜子氏が所有する車のタイヤが破損した事故で、これにより生じた損害額4,396円を賠償するため専決処分を行ったものであります。

事故の内容につきましては、損害賠償請求者の車が市道竜王橋東宮橋線を走行中に、道路上の穴ぼこに左前輪が入りタイヤが破損した損害を、過失割合50%として賠償するものであります。

以上、地方自治法第180条第2項の規定により報告をいたします。

○坂本幸一議長 最後にお諮りいたします。

今期臨時会において議決されました議案の中で、条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本幸一議長 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決しました。

---

閉 会

○坂本幸一議長 以上で今期臨時会の日程の全部を終了いたしました。

これをもって第477回臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時42分 閉 会



議 長 坂 本 幸 一

会議録署名議員 尾 形 みち子

同 上 守 岡 等

同 上 棚 井 裕 一



